行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十六年経済産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号ト中「第五十九条」を「第七十二条」に改める。

**附　則**

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

**○経済産業省令第十六号**

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令

経済産業省企業活動基本調査規則（平成四年通商産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十三号を第十四号とし、第十二号を削り、第十一号を第十三号とし、第十号中「研究開発」の下に「及び人材の能力開発」を加え、同号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　事業の外部委託の状況

第六条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　直近一年間の組織再編行為の状況

附則第二条中「第六条第十号」を「第六条第十二号」に改める。

附則第三条第一項中「六億円」を「五億円」に、「第六条第七号及び第八号」を「第六条第八号及び第九号」に、「第六条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号」を「第六条第一項第三号から第七号まで」に改め、同条第二項中「第六条第七号及び第八号」を「第六条第八号及び第九号」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○国土交通省令第八号**

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第六項中「及び鹿児島空港事務所」を「、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所」に改め、同条第七項中「及び鹿児島空港事務所」を「、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所」に改め、「、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか」を削り、同条第八項中「及び福岡空港事務所」を「、福岡空港事務所及び那覇空港事務所」に改め、「、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか」を削り、同条第十項中「第五項まで、第七項及び第八項」を「第八項まで」に改める。

第五十六条第七項中「及び鹿児島空港事務所」を「、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所」に改め、同条第八項中「第六項」を「前二項」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

# 告　示

**○法務省告示第百六十二号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社ポラリス　京都府京丹後市網野町木津五番地

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

| 名称 | 所在地 | 研修内容 |
|---|---|---|
| 株式会社ポラリス | 京都府京丹後市網野町木津五番地 | ホテル研修 |

三　対象となる者　平成二十二年三月三十日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

**○法務省告示第百六十三号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年十一月十一日法務省告示第五百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社ナプロフクシマ | 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬**廻**百八十九番地の二 | 塗装 |

**○法務省告示第百六十四号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年九月二十六日法務省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| エース産業株式会社 | 愛知県刈谷市八軒町一丁目八番地 | 電子機器組立て、機械加工 |

**○財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　告示第一号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第二項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を次のとおり定めたので、同法第十四条第三項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公表し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十日

財務大臣　菅　**直**人
文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司